令和元年１０月

　**【チケット転売仲介サイトに注意してください！】**

**【相　談】**

ラグビーワールドカップのチケットを、インターネットで検索して一番上に表示されたサイトが公式だと思いクレジットカード払いで購入した。思っていたより高額だったため、確認したところ、viagogo（ビアゴーゴー）と言う事業者で公式サイトでないことがわかった。公式サイトには、「当サイト以外で購入したチケットでは会場に入れない」とあった。返金を求めたら、キャンセル不可と言われた。どうしたらよいか。

**【アドバイス】**

９月１３日、消費者庁が「チケット転売の仲介サイトviagogo に関する注意喚起」を発表しました。消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）を確認したためです。

viagogo（チケット売買サービスサイト）にキャンセルを求めても、交渉による解決は難しく、次のことを助言しました。

1. viagogoには興行主において転売が禁止されている事を主張し粘り強くキャンセルを申し出る。（viagogoは購入したチケットをサイト内で転売するよう勧めてきますが、チケット不正転売禁止法違反となる可能性があるため、応じてはいけません。）
2. クレジット会社には、viagogoが消費者庁から注意喚起情報が公表されている事業者であり今回購入したチケットでは入場できないことを伝え、返金に向けた対応を依頼する。

◆参考までに、viagogoの利用規約では、イベント当日会場で入場できなかった場合、４８時間以内に報告すれば払い戻し補償が受けられることになっています。入場できなかったことを示す書類の発行、当日の写真、入場できなかった理由などを説明できるよう準備が必要です。

チケットを購入する際には、正規の販売サイトであるかどうかを確認し、利用に関する規約や注意事項を十分に確認しましょう。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。